

令和5年 承認第2号

臨時代理の承認について

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について
教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下
「事務委任規則という」）第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第4条により報告し、承認を求める。

令和5年3月14日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和5年2月17日

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正について

2 提出議案

別紙のとおり

議案第13号 みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

【趣 旨】 中学校の冷暖房設備の設置による附属設備の使用料の新設のため、必要な改正を行う。

【内 容】 市立学校の施設のうち、中学校体育館の附属設備である冷暖房設備の使用料を新設する（別表第2（第6条関係））。

附属設備	単位	金額
中学校体育館冷暖房設備	1時間当たり	2,500円

【施行期日】 令和5年4月1日

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

みよし市立学校施設の利用に関する条例（平成12年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、学校施設のうち」を削り、「定める施設」を「掲げる施設」に、「、規則で定める日までに、別表」を「別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは別表第2」に、「使用料を」を「使用料を、教育委員会規則で定めるところにより」に改め、同条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

附属設備	単位	金額
中学校体育館冷暖房設備	1時間当たり	2,500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行						
(使用料) 第6条 利用者は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる施設を利用するときは別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは同表に定める額の使用料を、教育委員会規則で定めるところにより納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めるときは、この限りでない。 別表第1 (第6条関係) 表 略 別表第2 (第6条関係) <table><tr><td>附属設備</td><td>単位</td><td>金額</td></tr><tr><td>中学校体育館冷暖房設備</td><td>1時間当たり</td><td>2,500円</td></tr></table>		附属設備	単位	金額	中学校体育館冷暖房設備	1時間当たり	2,500円	(使用料) 第6条 利用者は、学校施設のうち、第2条第1項第1号から第3号までに定める施設を利用するときは、規則で定める日までに、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が減免を必要と認めるときは、この限りではない。 別表 (第6条関係) 表 略
附属設備	単位	金額						
中学校体育館冷暖房設備	1時間当たり	2,500円						

臨時代理書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和5年2月9日

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

工事変更請負契約の締結について

（天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築（建築）工事）

2 提出議案

別紙のとおり

議案第26号 工事変更請負契約の締結について（天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築（建築）工事）

【趣 旨】 みよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を得るため必要があるからである。

【内 容】 主な変更理由
(1) 職員室増築のための基礎掘削中に雨水排水用のヒューム管が埋設されていたことが判明したため、増築に支障のない位置に迂回路を新設する。
(2) 花壇解体時に隣接する階段の基礎が無く、花壇躯体に支持されていたことが判明したため、階段の撤去及び鉄骨階段新設を追加する。

1	工 事 名	天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築（建築）工事
2	工 事 場 所	みよし市三好町地内
3	請負契約金額	変更前契約金額 金 3 2 8, 9 0 0, 0 0 0 円
		変更後契約金額 金 3 5 1, 1 4 6, 4 0 0 円
		増減額 金 2 2, 2 4 6, 4 0 0 円
4	請 負 契 約 者	愛知県名古屋守山区大森一丁目2701番地 株式会社宇佐美組 名古屋支店 支店長 藤 井 正

議案第26号

工事変更請負契約の締結について

下記のとおり工事変更請負契約を締結するものとする。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小山 祐

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築（建築）工事 |
| 2 工 事 場 所 | みよし市三好町地内 |
| 3 請負契約金額 | 変更前請負契約金額 金328,900,000円
変更後請負契約金額 金351,146,400円
増減額 金 22,246,400円 |
| 4 請 負 契 約 者 | 愛知県名古屋市守山区大森一丁目2701番地
株式会社宇佐美組 名古屋支店
支店長 藤 井 正 |

説 明

この案を提出するのは、天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築（建築）工事の請負契約金額を変更するため必要があるからである。